

## 9. 「日本史探究」の教科書をよむ(2) —中世

2025.12. 5. 大橋 幸泰

はじめに

第一学習社版「日本史探究」の教科書における叙述を材料に、現在の歴史学との関係を読み解く  
→本日は、中世を対象

### 1. 荘園公領制の成立

【注目史料】

・神護寺領紀伊国栲田荘絵図 pp.67 / 12C 後に成立した領域型荘園  
→境界を示す榜示(5 つの黒点)を示して、荘園の領域を表記／山川に囲まれた耕地と荘民が暮らす集落や彼らの信仰施設が描かれている

**\* 領域型荘園はどのように成立したのか？**

寄進地系荘園の形成／かつての教科書の説明は鹿子木荘が定番

**\* 第一学習社版を含め、新課程教科書は避ける傾向**

→「鹿子木荘事書」13C 末の訴訟において作成／「開発領主沙弥寿妙」の時代は 11C 前

**\* 鹿子木荘の成立過程／寿妙は在京の官人(中下級貴族)で、土着している武士ではない**

1086 中原高方(寿妙の孫)から藤原実政への寄進(第一次寄進)

1139 藤原実政から高陽院内親王への寄進(第二次寄進)／このとき立荘手続き完了

→「開発領主」とは 13C 末以降の史料に登場／10-11C 在地社会の武士(在地領主)の原初形態として説明されてきた戦後歴史学が創作した概念／寄進前の私領形成は武装した在地社会の武士である「開発領主」によるものではない、ということの意味する

**実際は、多様な階層の人々が公領のなかで独自に開発・再開発を行い、私領を形成(在地領主化)／特に在京の中下級貴族が多数含まれる pp.67**

→官物の免除を企図して、上級貴族・有力寺社へ寄進(第一次寄進に該当)／不輸・不入権の獲得

→朝廷財政への圧迫 / 11C 中から荘園整理令が頻繁に発令／特に 1069 延久の荘園整理令(後三条天皇)

**\* 不当な荘園の停止と課税対象の田地を発見することが目的**

→荘園の安定的領有を求めて、より上位の権力へ寄進(第二次寄進に該当)

→11C後-12C中(院政期)、寄進を受けた上位権力により、該当する荘園の周辺公領を取り込む広大な領域を荘園とする手続き(立荘)が進む／領域型荘園の成立／上野国新田荘の事例 pp.67

**\* この過程(院政期)において、朝廷から地方の治安維持のために派遣された武士の在地領主化(土着化)とともに、もともと地方で私領拡大を進めてきた在地領主の武士化の二つの動向**

→彼らは荘官として荘園の管理へ

一方、公領(国衙領)では、開発された私領を公領に組み込むため、郡・郷・保に再編成 pp.67

→私領形成の主体となった在地領主は、在庁官人として公領管理を選択する者もいた／荘官 or 在庁官人の有利な方を選択

**\* 上級貴族に一国の支配権を付与する知行国の制度が確立**

\* 荘園と公領は類似の支配構造 pp.67 / 荘園公領制とは国家によって保障された、有力公家・武家・寺家による大土地所有制度

## 2. 自力救済の世界

### 【注目史料】

・今堀郷(近江国蒲生郡)の惣掟 pp.98 / 16C 初に制定された惣村の掟  
→ 自律的に共同体を管理 / 自検断・地下請の行使 pp.98

\* 自力救済の秩序の内実はどのようなもので、それはどのように終焉したか？

自力救済の秩序における紛争の解決方法

\* 一揆・衆議など(時には実力行使をとまなう)とともに、神威(神判)に頼る方法を活用 pp.77/98-99/104

\* 参籠起請(13-14C)、湯起請(15C)、鉄火起請(16-17C 前) / a. 中世権力が相対的に弱い、b. 人々の神仏信仰への依存傾向、を示す / 文書主義 pp.105 への移行とともに、それに納得できない人々による神威への依存が上昇

→ 中世後期へ時代が下るにしたがって、犠牲の程度が深刻化 / 紛争解決のための上位権力の希求

\* 一方で、国人に推戴された戦国大名の分国法における喧嘩両成敗 pp.109 / 戦国大名権力の脆弱さを示す

→ 17C 前まで鉄火起請による神判が続くのは、統一政権の成立期では強力な権力による裁判機構が未成熟

\* その後、大坂の陣・島原天草一揆・御家騒動(初期藩政改革) pp.122-123/128 を経て、17C 中までに権力集中化(江戸幕府の公儀性の上昇)とともに裁判機構の整備へ / 紛争は上位権力による裁判に委ねさせる

→ ただし、共同体の自力救済的性格は村や町の自治へ継承 pp.134/136

## 3. 中世仏教の展開

### 【注目史料】

・『歎異抄』の悪人正機説 pp.86 / 親鸞の教え

→ 「悪人」を自覚している者こそ、阿弥陀仏によって救われると説く / 他力本願の教義

\* 鎌倉新仏教はどのように人々に受容されていったのか？

12-13C 鎌倉新仏教の誕生 pp.86-87 / 古代仏教とは異なる異端的仏教の開始

\* ただし、比叡山延暦寺・高野山金剛峰寺を中核とする顕密仏教が正統的仏教 / 鎌倉新仏教とは異端的仏教

→ 鎌倉新仏教は中世では教団は未成立 pp.86 / 15-16C の戦国期に飛躍的に拡大 / 16C 中に日本列島に伝来したキリシタンが勢力を拡大したのも同じ文脈

\* 日常的に自力救済の発動や戦乱・災害・飢饉など、命の危険にさらされていた人々にとって、鎌倉新仏教は魅力的 / a. 慣習的な神祇信仰・呪術との融合(民衆的神仏習合)、b. 受容しやすい専修念仏(他力本願)

→ 民衆仏教として戦国仏教の成立 / この延長線上に、17C 中に地域寺院の創建ラッシュ / これを基盤にキリシタン禁制を徹底するための手段として、宗門改制度が成立 pp.128-129

## 4. 留意すべき点

権力分散型の中世から権力集中型の近世へ

→ 自力救済の厳しい秩序からの脱却を志向する被治者の願望から押し上げられるかたちで、権力集中が志向

\* 被治者にとって、どちらが望ましいかは一概に言えない

a. 権力分散型の秩序 / 自律・自立性が強いが、自身の権利や利益を守るための自衛が求められる

b. 権力集中型の秩序 / 自身の権利や利益が上位権力によって守られるが、自身の自由が拘束される

## おわりに

発展段階論ではない通史／現代に生きる私たちにとって、どのような未来が望ましいかを考える材料を提供

### 【参考文献】

鎌倉佐保『日本中世荘園制成立史論』（塙書房、2009）

清水克行『日本神判史 盟神探湯・湯起請・鉄火起請』（中央公論新社[中公新書]、2010年）

高橋典幸編『日本史の現在 3 中世』（山川出版社、2024年）

### 【付記】

- ・明日までに、Waseda Moodle にて講義記録の提出を求める。
- ・小レポート提出期限 2026年1月15日／小レポートを提出した者が試験(2026年1月23日)の受験資格を有する。